

# 法科大学院未修者コース改革案

文責：酒 井 圭

## 第 1 問題意識

法科大学院との連携強化を目的とした法曹コースの設置及び司法試験在学中受験の実施という改革が実施され、今後は法曹コース 3 年＋既修コース 2 年の過程を経た既修者と未修者とが、同時に同一の司法試験を受験することも想定される。特に純粋未修者を前提とした場合、法科大学院での学習期間は 3 年未満となるため、既修者と比較して相当短期の教育課程を経て司法試験に臨むことになり、現役合格を目指す未修者にとっては従来以上に厳しい戦いを強いられることは想像に難くない。一方、在学中は司法試験受験しないという選択をする未修者に対しては、司法試験受験までの機関が従来よりも伸びることになるため、長期履修制度の一般化や卒業後も視野に入れたサポート体制の構築が必要となる。

一方、将来的に既修コースに占める法曹コースの出身者の割合が増加すれば、従来以上に、既修者コースの主体が新卒の法学部生となることは想像に難くない。このような状況は、法曹志願者の多様性確保という観点からは、これに逆行するものというほかない。そこで、法曹（または法曹有資格者）の多様性確保の観点から、未修コースの多様な人材確保の受け皿としての役割が、改めて重要性を増す。

現在、未修者コースにおける、社会人出身者や他学部出身者の割合は制度設立当初と比較し減少していると言わざるを得ず、およそそのような役割を果たしているとは言い難い状況にあるが、以上に指摘した現状を踏まえ、未修コースの「古くて新しい存在意義」を再度実現すべく、未修コースの改革案を検討する。

## 第 2 未修者コース改革案の骨子

新型コロナウイルスの蔓延に伴い、教育現場においても ICT の活用が急務となる中、現在法科大学院においても ICT を活用し新たな形式での講義を実践すべく、創意工夫が重ねられている。このような現状を踏まえ、未修コース改革においても、従来の教室における対面型の教育のみではなく、積極的に ICT を活用する方向での柔軟な改革が行われるべきである。

改革の観点としては、①社会人学生向けに柔軟な時間帯で受講を可能にする体制を構築すること及び②合格率が低迷する未修コースへのテコ入れとして他校の講義を柔軟に活用する形でのサポートシステムを構築することを挙げたい。

## 第 3 具体案

### 1 オンデマンド方式による授業配信システムの導入（補助教員の活用を踏まえ）

#### (1) 基本的枠組み

現在、夜間 LS が減少しており、就業を継続したまま LS への進学を希望する社会人学生を受け入れる体制がおよそ整備されているとはいえない状況にある。多様なバックグラウンドを生かし、法曹・有資格者として活躍する人材を確保するためには、時間に制約されない授業体制の構築が必須であり、これにより社会人からの法科大学院進学希望者を確保することが期待できる。

特に社会人から法科大学院への進学を検討する際に、未修コース1年次の法律基礎科目を、無理なく自分のペースで修学できる体制が用意されていることの意義は大きいであろうし、自身の適性を見極める意味でも、未修1年次は完全な兼業体制としながら修学したいというニーズも大きいと思われる。

以上の観点から、具体的には、以下の方法により未修1年次の法律基礎科目を中心に、オンデマンド方式による授業を実施することを提案する。2年次以降のカリキュラムについては、演習科目も増えるため、全科目での実施は困難な科目もあろうが、可能な限り同システムを活用し、LS教育の全課程を通じて、柔軟な単位取得が可能な体制とすべきである。

- ① 自校LSのカリキュラムについて、全科目オンデマンド配信を可能とする。

※学生は正規の授業時間に限らず、配信された授業を視聴することができる。

- ② 教員または補助教員とのディスカッション

上記①のオンデマンド受講をした学生は、一定時間、視聴した講義に基づく教員または補助教員とのディスカッションを義務づける。補助教員が担当する場合には、補助教員自身も当該講義を受講していることを前提として、講義の理解を補助する観点から助言を行うとともに、双方向による質疑を踏まえ、学生の理解を深めるよう努める。また、学生から担当教員への質問を円滑にするなどの配慮も求められる。

なお、教員または補助教員とのディスカッションについては、Zoom等を利用してオンラインで行うことを可能とすべきである。

- ③ 単位の付与

上記①・②のプロセスにより、当該科目を受講した学生については、定期試験を経て単位を付与する。この点については、メディア告示2号の解釈変更が必要と思われるため、中教審における議論の対象としたい。

## (2) 補助教員の活用

上記(1)②のとおり、このシステムでは補助教員の活用が想定される場所、対象ロースクールの卒業生から、既に学習アドバイザー等として未修者の指導歴がある弁護士を中心に人選することを提案する。

自身も未修者（特に社会人出身者）の立場で学習し合格している人物が望ましいとは思いますが、未修コースからの合格者が多くない現状を踏まえると、既修コース出身者を対象から除外すべきではない。また、決してロースクール又は司法試験の成績優秀者が未修者の個別指導に適しているとは限らず、未修者に寄り添い、個々の学生の抱える問題点を踏まえて丁寧に授業のサポートを行えるようコミュニケーション能力や指導力を重視して人選すべきである。

※なお、本提案は、ICTの活用に重点を置いているため、補助教員の役割についてはオンデマンド配信される授業と関係するものに限定しているが、補助教員のサポートを前提とした本システムの導入が実現する場合には、授業のサポートだけでなく、個々の学生の進度に合わせた学習全般のサポートを行う役割を補助教員に担わせることを提案したい。

## (3) 検討すべき事項

- ① オンデマンド受講の対象となる学生の範囲

オンデマンド方式を導入する場合、対象となる学生を、社会人学生等教場での受講が困難な学

生に限定するか否かを検討する必要がある。また、無制限に受講可能とした場合に、サポートする補助教員確保に困難が生じる可能性もある。この観点から、受講対象者の要件を検討すべきであろう。なお、全学生を対象として、夜間コースや通信制ロースクールに代替する仕組みとして位置づける余地もあろう。

#### ② オンデマンド配信された動画の情報セキュリティ

オンデマンド配信された動画をダウンロードしてコピーを譲渡可能という事態になれば、LSに進学しなくともLSの授業を受講することが可能となってしまう、進学へのインセンティブが失われかねない。ダウンロードに一定の制限をかけるなど、技術的な手当てが必須である。

#### ③ 配信する動画を講義の撮影動画とするかオンデマンド配信用のコンテンツを別途制作するか オンデマンド配信する動画を講義の撮影動画とするか、専用のコンテンツとするかを検討する必要がある。前者の場合、講義を傍聴するのと同様の動画が配信されることになるが、カメラを複数設置するのは困難であろうから、技術的に録画可能かという問題が生じる。後者は、オンデマンド配信の特性に合わせた動画の制作が可能となるが、担当する教員の負担は増加する。

#### ④ スクーリングを設ける必要性

オンデマンドを原則的な受講形態にした場合にも、教員と直接対面しての双方向型の講義や質疑応答の機会の確保、同期との交流によるモチベーションの維持などの観点から、一定のスクーリングの機会を確保することを検討すべきである。実際のスクーリングの設定としては、毎週土曜日とする案や長期休暇中の集中講義とする案等が考えられる。

#### ⑤ 長期履修制度の一般化

上記1(1)の基本的枠組みを想定した場合、講義を受講する時間に加え、教員または補助教員との双方向による補講の時間が必要となる。したがって、社会人学生が就業したままこのカリキュラムを3年間で修了することは相当の困難が伴うことが予想される。そこで、本制度を導入する法科大学院においては、未修者の長期履修制度を全面的に導入することを積極的に検討すべきである。

### (4) 補足

配信されるオンデマンド講義は、オンデマンドによる単位付与の対象となる学生はもちろん、通学生の復習教材として活用可能とすれば、通学生の学習サポートにも資するものとする。

## 2 特に優れた講義配信システム（仮）の導入

### (1) 基本的枠組み

現在、未修者の合格率は低迷し続けており、各LSにおいて未修者教育の底上げが必須である。そこで、一案として複数のLS間で連携し、優れた講義を他校へオンデマンド配信し、被配信校において配信動画に基づき（補助）教員によるサポートを実施する方法が考えられる。しかし、このような方法による場合、本来他校の授業動画を活用することが期待されるLSが連携先を確保できるとは限らず、サポートを必要とする学生が講義の配信を受けられない可能性がある。そこで、全国で一律に機会を提供するため、まずは未修1年次向けに、特に優れた講義を視聴教材として配信し、全国のLSで視聴可能とすることを提案する。

配信先の LS においては、配信動画を学生の個人学習教材とする、正課の講義の予習・復習課題とする、実務家教員の講義にあたって素材とする等、様々な活用方法が考えられるが、原則として使用方法は配信先 LS の自由とする。学生の自習教材とする場合には、各科目の教員や補助教員が、当該配信授業に関する質問を受け付ける等、配信動画による学習効果を高めるよう対応すべきである。

このような講義の共有により、学生としては学習の幅が広がり、LS 間の教育格差是正が期待できる。これにより、未修者の基礎学力向上が実現すれば合格率の向上の土台ともなり得る。

## (2) 検討すべき事項

### ① 対象科目の設定

未修者の基礎学力向上及び学習初期のサポート拡充の観点から、配信対象とする講義の範囲を検討すべきである。未修 1 年次に開講される全科目とするか、憲法・民法・刑法の 3 科目に限るか等複数の選択肢があり得る。

### ② 対象とする講義の選定方法

対象とする講義を、全国の LS から個別に選定する場合、次のような問題が生じ得る。対象科目を未修 1 年次に開講される全科目とした場合、LS によってカリキュラムが異なるため、被配信校のカリキュラムとの不一致や、相互に関連する科目間（例えば民法と民事訴訟法、刑法と刑事訴訟法）での進度の不一致等の問題が生じうる。このような問題を可能な限り回避する観点から、一般的なカリキュラム設定をしている LS の中から重点校を選定し、当該重点校の開講科目を一括配信する方法も考えられよう。

一方、憲法・民法・刑法等の科目の限定を行う場合は、法科大学院教員・実務家等の有識者メンバーで、実際の講義を聴講した上で未修 1 年生向けの法律基本科目として適した内容であるか否かの観点から選定する等の方法も考えられよう。

### ③ アクセスの容易化

視聴教材の採用を各 LS の判断に委ねた場合、本来動画を活用することが期待される LS が配信を希望せず、学生が動画活用の機会を得られない可能性がある。この点、原則として全国に配信し、学生の意思によって利用を可能とするような体制が作れるか、検討が必要である。

### ④ 活用方法

視聴教材の利用方法について各法科大学院に委ねるにしても、各大学において配信動画の活用方法の蓄積が十分でないことから、教育効果を高めるために適切な活用方法についての検討及びその方法の共有が必要である。

### ⑤ 配信する動画を講義の撮影動画とするか視聴教材用のコンテンツを別途制作するか

上記 1(3)③と同様の問題が生じる。

以上